

# 電子申請手続きの流れ(自動二輪車等)

## 【申請条件】

次の①から④のすべてに該当する人

- ①学部4年次生以上又は大学院生である。
- ②深夜に至る研究又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③現住所から津島キャンパスまでの通学最短距離が片道2km以上である。  
(距離の確認は安全管理課で行います。)
- ④申請する時点で自動二輪車等の運転免許を取得している。

次のアからエのいずれかに該当する人(特殊な事情がある人)

- ア 身体に障害がある。  
イ 親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。  
ウ 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。  
エ その他特殊事情により、部局長の承認を得られた人。

## 【申請方法】

特殊事情等により申請を希望する場合は、以下の必要書類を、先にそろえてください。  
(社会人学生を除く)

- 理由書を添付してください。(A4サイズ・様式は任意)(※必須)
- 特殊事情を証明できる書類を添付してください。(A4サイズ)(※必須)
  - ・障害等の期間・程度がわかる書類のコピー(障害者手帳・母子手帳(氏名・出産予定日の記載欄等)、診断書など)
  - ・保育の状態がわかる書類のコピー(「在園証明書」・「支給認定証」・「給付認定通知書」等で在園期間(有効期間)が確認できる書類(「保育利用決定通知書」を除く))
  - ・介護の状態・程度がわかる書類のコピー(要介護状態区分等が表記された書類(在宅介護は、頻度等の明記))
  - ・その他理由を確認できる書類のコピー



本部棟は農学部の北側にあります。

- 以下のいずれかで申請される方は、所属の部局長の承認が必要です。  
理由書等の必要書類を添えて、所属部局の部局長の承認を得て申請を行ってください。  
(部局の承認は所属の教務担当に申し出てください。理由書等は、特に様式を定めておりませんので、申請の理由及び承認された事がわかるものを添付してください。)
  - ・駐車許可区分の『一般及び自動二輪車等』で、『特殊事情 その他(保育・妊婦・障がい・介護以外)』で申請の方
  - ・自動車と自動二輪車等の両方を申請される方(通学距離は関係ありません。)

指導教員の承認を得る。

- ・「岡山大学学生駐車許可関係ホームページ」→「令和5年度の津島キャンパス入構許可手続きについて」→【電子申請】<電子申請(自動二輪車)のURLはこちら>より(intra-mart®)接続
- ・ログイン画面で「統合認証システムでログイン」をクリック→ 岡大ID・パスワードを入力→ 「Login」をクリック(電子申請画面が表示される。)

電子入構申請画面に従い入力し、申請を行う。申請登録が完了したら、【申請のお知らせ】メールが届きます。

不備が見つかった場合は【差戻しのお知らせ】にて差戻しされますので、メールの内容を確認して再申請を行ってください。

【承認のお知らせメール】が届いたら、お知らせをよく読んで受取等をお願いいたします。  
お受取りの際は、現住所が確認出来るものをご用意ください。(免許証・郵便物等)

## 【注意事項】

※入構を許可しない場合は個別に連絡します。

- ・入構を許可する場合は、指定日以降に本部棟3階安全衛生部安全管理課へ受け取りに行ってください。  
平日 9:00~12:00・13:00~17:00
- ・受け取り時に、自動二輪車等駐輪許可証をお渡しします。
- ・自動二輪車等駐輪許可証(シール)は、燃料タンクなどの見やすい場所に必ず貼り付けてください。
- ・構内において、自動車・バイクを運転する者は、「安全運行を保持する義務」を負います。  
「国立大学法人岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項」から抜粋  
第3条 津島地区構内で車両を運転する者は、学内標識その他の規制に従い、安全運行を保持する義務を負うものとする。
  - 1 津島地区構内における車両の制限速度は、時速20kmとする。
  - 2 津島地区構内における車両の運行は、原則として門から第4条に定める駐車場等までの間に限るものとし、構内の施設間の移動に際して車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、これを認めない。

- ※ 1. 特殊事情により申請を希望する場合、ご不明な点は安全衛生部安全管理課(086-251-7289・7288)にご相談ください。
- 2. 自動車と自動二輪車等の両方を申請される方は、理由書を添付するとともに、所属の部局長の承認が必要です。